

第74回 “社会を明るくする運動”
～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～
実施要綱（案）

佐賀県推進委員会

1 この運動の趣旨

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとするものです。

2 この運動が目指すこと

（目標1） 犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと

（目標2） 犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること

3 この運動において力を入れて取り組むこと

急速に変化する社会の中で、孤独・孤立や生きづらさを抱えながらも、過去の過ちから立ち直ろうとする人を再び地域に受け入れることにより、多様な背景を持つ人と人が緩やかに繋がりつつ共に支え合う包摂的な地域社会を実現できるよう、次のことに力を入れて取り組む。

- （1） 誰もが抱えうる問題が犯罪や非行の要因となりうることや、人は変われるということを感じて寄り添い続ける更生保護の活動は、再犯を防止して立ち直りを支える大切な活動であることについて、広く周知し、理解を深めてもらうための取組
- （2） 犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に協力者として気軽に参加してもらうための取組
- （3） 同じ地域社会の一員である保護司、更生保護女性会会員、BBS 会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実を図るほか、積極的な広報等により、なり手を増やすための取組
- （4） 民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークを作る取組
- （5） 犯罪や非行が起こらないよう、こどもや若者の健やかな成長を期する取組

4 この運動の組織

この運動は、中央推進委員会並びに県推進委員会及び市町等を単位とする地区推進委員会により推進する。

（1） 佐賀県推進委員会

佐賀県推進委員会は、別添掲記の機関・団体の代表により組織し、次のよう

な活動を行う。

- ① この運動の基本的な方針を定めること
 - ② 内閣総理大臣メッセージ、「幸福（しあわせ）の黄色い羽根」、「更生ペンギンのホゴちゃん」等を活用するなどして、この運動の社会的意義を全県下に周知すること
 - ③ 地区推進委員会の活動内容の充実や組織強化等を支援すること
 - ④ この運動の実施結果を取りまとめ、地区推進委員会を通じて全県下に周知すること
- (2) 地区推進委員会
- 地区推進委員会は、市町等を単位として広く関係機関・団体の参加を得て組織し、佐賀県推進委員会と連携しつつ、次のような活動を行う。
- ① 地域の実情に応じ、この運動において力を入れて取り組むことを参考に、この運動が目指すことに寄与する活動を行うこと
 - ② この運動が目指すことに寄与する活動を行う団体又は個人に対し、支援及び協力を行うこと

5 強調月間

7月を“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間とする。また、再犯の防止等の推進に関する法律において、同じく7月が「再犯防止啓発月間」とされている趣旨を踏まえて運動を推進することとする。

ただし、近年の気候変動の影響による夏季の気温の上昇を踏まえ、広く国民の参加を促す本運動の趣旨に鑑み、必要に応じて取組を効果的かつ安全に実施するための実施時期・方法等を工夫することとする。

佐賀県推進委員会の取組

- 本運動の趣旨や内閣総理大臣メッセージの周知と国民の理解促進を図る広報啓発活動
- “社会を明るくする運動”佐賀県知事メッセージ伝達式及び出発式の開催
- “社会を明るくする運動”パネル展（通称：社明パネル展）の開催
- 学校・福祉関係従事者等を対象とした「保護観察官による更生保護出張講座」の実施
- “社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～作文コンテストの実施
- この運動に参加する関係機関・団体の機関誌等を通じた理解促進
- ポスター、リーフレット、幸福の黄色い羽根等の配布や、SNS、ケーブルテレビ・FM放送等を活用した効果的な広報を行うための支援
- その他この運動の全県的展開に資する活動に対する支援・協力

佐賀県推進委員会を構成する機関・団体一覧 別添

[自治]

佐賀県 佐賀県議会 佐賀県市長会 佐賀県町村会 佐賀県市議会議長会 佐賀県町村議会議長会

[国の機関]

佐賀地方・家庭裁判所 佐賀地方検察庁 佐賀地方法務局 麓刑務所 佐賀少年刑務所
佐賀少年鑑別所 福岡出入国在留管理局佐賀出張所 佐賀行政監視行政相談センター
佐賀労働局 佐賀森林管理署 九州運輸局佐賀運輸支局 唐津海上保安部 国立大学法人佐賀大学
自衛隊佐賀地方協力本部 陸上自衛隊目達原駐屯地 九州地方整備局佐賀国道事務所
九州地方整備局武雄河川事務所 九州地方整備局佐賀河川事務所 九州農政局佐賀県拠点
九州農政局筑後川下流右岸農地防災事務所 佐賀公共職業安定所 福岡財務支局佐賀財務事務所
日本年金機構佐賀年金事務所 佐賀保護観察所

[司法]

佐賀県弁護士会 佐賀県司法書士会 日本司法支援センター佐賀地方事務所（法テラス佐賀）

[警察]

佐賀県警察本部 (公財)佐賀県防犯協会 (一財)佐賀県交通安全協会 佐賀県少年補導員連絡協議会
(公財)佐賀県暴力追放運動推進センター 佐賀県地域交通安全活動推進委員協議会 佐賀南警察署

[特殊法人]

佐賀中央郵便局 西日本高速道路(株)九州支社佐賀高速道路事務所

[金融機関]

(一社)佐賀県銀行協会 (株)佐賀銀行 (株)佐賀共栄銀行 (株)十八親和銀行佐賀中央支店
佐賀信用金庫 日本銀行佐賀事務所

[経済・産業・農業]

佐賀県商工会議所連合会 佐賀県中小企業団体中央会 (株)佐賀玉屋 佐賀県農業協同組合中央会
イオン九州(株)イオン佐賀大和店 九州旅客鉄道(株)佐賀鉄道事業部 日本たばこ産業(株)佐賀支社
佐賀市交通局 昭和自動車(株)佐賀営業所 祐徳自動車(株) 九州電力(株)佐賀支店
佐賀県興行生活衛生同業組合 (一社)佐賀県L P ガス協会 西日本電信電話(株)佐賀支店

[社会・厚生]

佐賀県総合福祉センター (福)佐賀県社会福祉協議会 佐賀県民生委員児童委員協議会
(福)佐賀県共同募金会 佐賀栄城ライオンズクラブ 佐賀ロータリークラブ (一社)佐賀青年会議所
(公財)佐賀県女性と生涯学習財団 (公社)佐賀県社会福祉士会 佐賀県精神保健福祉士協会
(一社)佐賀県公認心理師協会

[教育]

佐賀県教育委員会 佐賀県高等学校長協会 佐賀県私立中学高等学校校長会
佐賀県小中学校校長会 佐賀県高等学校生徒指導連盟 佐賀県中学校生徒指導連盟
佐賀県PTA連合会 佐賀県高等学校PTA連合会 佐賀県公民館連合会

[医 療]

(一社) 佐賀県医師会 (一社) 佐賀県歯科医師会

[報道関係]

(株)佐賀新聞社 (株)朝日新聞社佐賀総局 (株)読売新聞佐賀支局 (株)西日本新聞社佐賀総局
(株)毎日新聞社佐賀支局 (株)日本経済新聞社佐賀支局 (有)唐津新聞社 RKB毎日放送(株)
NHK佐賀放送局 佐賀県ケーブルテレビ協議会 (株)エフエム佐賀 (株)NBCラジオ佐賀
(株)サガテレビ 伊万里ケーブルテレビジョン(株) (株)コミュニティジャーナル (えびすFM)
(株)テレビ九州 (株)ビーふる (株)ケーブルワン (株)多久ケーブルメディア

[青年運動・女性運動]

佐賀県青少年育成県民会議 佐賀県地域婦人連絡協議会

[その他]

日本赤十字社佐賀県本部 (一社) 佐賀県サッカー協会 (公財) 佐賀県スポーツ協会 佐賀県柔道協会
(株)サガン・ドリームス

[法務省関係]

(更)佐賀県更生保護協会 (更)佐賀県恒産会 (翻)佐賀県就労支援事業者機構
佐賀県保護司会連合会 佐賀地区保護司会 鳥栖保護区保護司会 唐津地区保護司会
武雄地区保護司会 伊万里地区保護司会 鹿島地区保護司会 小城・多久地区保護司会
神埼地区保護司会 佐賀県更生保護女性連盟 佐賀県BBS連盟 佐賀県人権擁護委員連合会
佐賀県教誨師会

(以上126機関・団体)

※ 事務局は、佐賀保護観察所に置き、事務局長は、佐賀保護観察所長とする。